



特定外来生物(植物)は、一般的に繁殖力が旺 盛なものが多く、在来植物の衰退原因の1つとい われている。

特定外来生物(植物)は現時点で、12種類が指 定されている。

# 特定外来生物に指定されている植物

指定	租名	防除の公示を行った 主務大臣等	備考
1次	ナガエツルノゲイトウ	理境大臣	水草
	ブラジルチドメグサ	環境大臣	水草
	ミズヒマワリ	環境大臣	水草
2次	ボタンウキクサ	環境大臣	水草
	アゾルラ・クリスタタ	環境大臣	水草
	オオフサモ	環境大臣	水草
	スパルティナ・アングリカ	環境大臣	722117
	オオキンケイギク	理境大臣。国土交通大臣	
	オオハンゴンソウ	環境大臣・国土交通大臣	
	ナルトサワギク	環境大臣・国土交通大臣	
	アレチウリ	環境大臣・国土交通大臣	
	オオカワジシャ	環境大臣・国土交通大臣	

指定された12種類のうち、

・環境大臣が、主務大臣として防除の公示 「ミズヒマワリ」、「ボタンウキクサ」等の水草を

・国土交通大臣が、主務大臣として防除の公示

「オオキンケイギク」、「アレチウリ」等の5種類

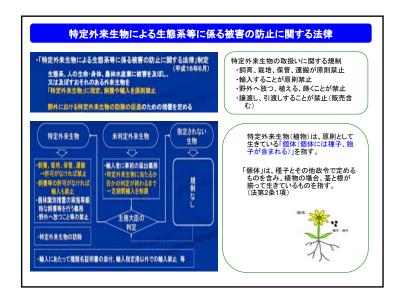
「特定外来生物による生態系等に係る被害の 防止に関する法律」に基づき 平成18年国土交通省·環境省告示第一号「特 定外来生物の防除に関する件」では

「国土交通大臣および環境大臣は、効果的か つ効率的な防除手法、防除用具等の開発に 努め、その成果に係る情報の普及に努める ものとする」と明記

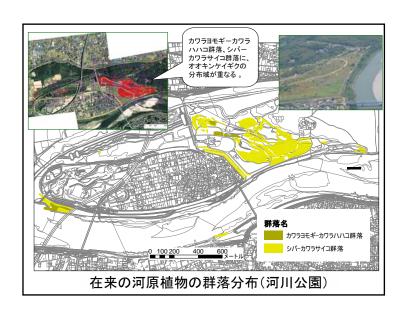
「オオキンケイギク植生管理実験(H18~)」は、

防除手法の開発の一環として

国土交通省 国土技術政策総合研究所 緑化生態研究室が、現地実験を実施中。

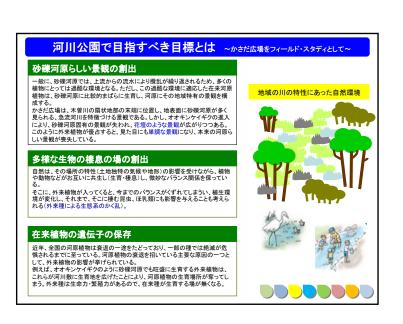








# 全国(河川)に広がるオオキンケイギク 特定外来生物(植物) H19河川水辺の国勢関連 ・ 国土交通大臣が防除の主務大臣等となった特定外来生物(植物) 5 種のうちを種の生育を確認、分布が加大している様で、すでに定着していると考えられる種があり。これ以上分布が加大しないよう対策を行うことが必要 ・ 確認河川教は、前回調査と大きな変化はみられない。 ・ H19調査では、北は阿茂駅川(福島県)から南は球磨川(熊木県)までの広い範囲で観された。 ・ オオキンケイギクについては、すでに定着しているものと考えられる。





# 河原植物の再生(オオキンケイギク防除)の方向性

河原植物を保全し、「本来の河原らしさ」を創造するには、自然との ふれあいを通して、自然と人間との共生をめざし、その地域にふさわ しい自然環境を創造していくことが重要

### 第1の課題

多くの外来種については、その 生育実態は未だ十分ではない。 そこで、生態系管理の中に外来 種対策をどのように位置づけ、 具体的な管理をどう構築してい くべきかが課題

### 第2の課題

河川だけでなく、道路、公園、民地とあらゆる場所へのオオキンケイギクの侵入が見られる。そのため、国、県、市の協力はもとより、民間(市民)の協力が不可欠。

## 第3の課題

近年、特定来種の影響について、かつてないほど社会的な認識が高まってきた。しかし、その侵入予防や生態系からの排除に対する地域のコンセンサスは必ずしも十分に得られていない。



### 防除技術の開発

- 全国どこでも、外来種が蔓延している現状では、除去や草刈りのように植物個体を直接的に管理する手法が有効である。
- 例えば、河川においては、その川 の特性を十分に考慮した防除技術 の開発が必要であろう。

# 市民との協働(市民参加)

- いったん侵入した特定外来種について、国や地方自治体とともに、市民がいっしょになって防除するような「市民参加型の防除」が望まれ
- 外来種の侵入を未然に防ぐための 知識の共有(啓蒙活動)の充実が 必要。

# 将来像の共有 (地域コンセンサス)

● 特定外来種対策は、地域の問題であり、市民や地方自治体の理解と協力が必要。そのためには、どのような「河川づくり」を目指すのかというコンセンサスの形成が必要。